

南島原にゆーす

☎ 人事課 ☎050(3381)5021

求む！熱き挑戦者

平成26年度 南島原市 職員採用試験

第63回「社会を明るくする運動」南島原市中学生弁論大会

☎「社会を明るくする運動事務局」  
人権・男女共同参画室内  
☎050(3381)5035

「社会を明るくする運動」が7月を強調月間として全国的に展開されます。この運動の一環として、中学生による弁論大会を開催します。犯罪のない、明るい社会を訴える中学生の声を聞きに、ぜひご来場ください。



☎ 7月25日(木) 午後1時30分 開会

☎ ありえコレジヨホール

☎ 少年の非行防止、健全育成、地域活動への参加など

● 出場者/16人(南島原市内中学校代表各2人)

募集要領

受付期間/7月8日(月)～8月16日(金)

- 試験日/9月22日(日)
- 試験職種・採用予定数および受験資格
- \*行政(大卒程度):若干名  
昭和58年4月2日～平成4年4月1日までに生まれた人
- \*土木(大卒程度):1人  
昭和58年4月2日～平成4年4月1日までに生まれた人
- \*一級建築士(大卒程度):1人  
昭和54年4月2日以降に生まれた人で、一級建築士の資格を有する人
- \*保健師(大卒程度):1人  
昭和58年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人、または平成25年度に資格取得見込みの人
- \*一般事務(高卒程度):若干名  
昭和63年4月2日～平成8年4月1日までに生まれた人

試験案内・申込書の配布場所

人事課および各支所で交付します。申込用紙を郵便請求する場合は、「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角型2号)を必ず同封して人事課へ請求してください。

☎ 南島原市 総務部 人事課  
〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2

地籍調査が始まります

☎ 地籍調査課 ☎050(3381)5036

地籍調査の一筆地(現地)調査を、下記の地区で実施します。

- ① 加津佐町…上宮原名の一部
- ② 北有馬町…今福名の一部
- ③ 西有家町 見岳名の一部

※調査の対象者には、後日説明会の通知をします。

- お願い  
7月からの調査が円滑に進むよう、土地の境界の確認、見通しの悪い境界の伐採をお願いします。



南島原にゆーす 農業委員会からのお知らせ ☎ 農業委員会 ☎050(3381)5090

農地の相続等の届出

農地を相続などした場合は、届出が必要です。相続(遺産分割および包括遺贈を含む)、法人合併・分割、時効などにより農地の権利を取得した時は、その農地が所在する農業委員会へ届け出が必要です。届出は、農地の権利の取得を知った日から10カ月以内をお願いします。

- 届出をする人  
相続などにより、市内の農地権利を取得した人
- 届出する書類  
地法第3条の3第1項の規定による届出書
- 届出先  
農業委員会事務局(有家庁舎2階)

下限面積要件を改定

耕作目的で農地を売買・貸し借りする場合は、農地法第3条の許可が必要になります。

この許可を得るための一つの要件として、下限面積があります。今回、下限面積要件を改定しましたのでお知らせします。

- 下限面積要件  
耕作目的で農地の売買・貸し借りをする場合には、農地の譲受人または、借人が耕作することになる農地面積が、農地取得(売買・貸し借り)後に、最低〇〇a(アール)以上でなければ農地法第3条の許可ができないという要件です。
- 口之津町、西有家町……………30a
- 北有馬町、有家町、布津町、深江町……40a
- 加津佐町、南有馬町……………50a

なくそう！農地の違反転用 ～農地の転用には農地法の許可等が必要です～

農地は農業生産の基盤であり、食料の生産はもとより景観・環境保全や防災など、重要な機能と役割も果たしています。しかし、一度農地以外のものにされると元にもどすことが難しく、許可なく勝手に農地以外のものに転用すると計画的な土地利用ができず、周辺農業への支障を生じることがあります。そのため、農地を転用する場合には、原則として農業委員会等の許可等の手続きが必要になります。詳しくは、農業委員会まで問い合わせください。

南島原にゆーす ☎ 教育総務課 ☎050(3381)5080

南島原市教育振興基本計画(素案)の市民意見募集

教育委員会では、「教育基本法」の規定による教育の振興のための基本的な計画を定めるため、「南島原市教育振興基本計画」を作成します。本計画を作るにあたり、皆様のご意見やご提案をいただくため、「素案」についての市民意見募集(パブリック・コメント)をします。

☎ 7月1日(月)～7月31日(水)  
☎ 教育委員会教育総務課および各支所(ホームページにも掲載)

☎ 教育委員会 教育総務課  
☎050(3381)5080 FAX0957(85)2767  
Eメール:kyouiku-soumu@city.minamishimabara.lg.jp  
〒859-2412 南島原市南有馬町乙1023番地

- 意見提出ができる人  
・市内に在住、在勤、在学の人  
・市内に事業所などを有する人  
・パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する人
- 意見の提出方法  
意見内容、住所、氏名、年齢、性別を記入のうえ、持参、郵送またはFAX、Eメールで提出ください。
- 意見の公表  
お寄せいただいた意見の要旨とそれに対する市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。

